

一般社団法人 日本マリン事業協会 入会基準及び特別賛助会員に関する規則

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本マリン事業協会(以下、単に「協会」という。)定款(以下、単に「定款」という。)第9条第2項の規定に基づき、特別賛助会員の種別、会費及び入会金並びに支部活動費について定めるとともに、定款第7条から第10条、及び第12条の規定に基づき、正会員、賛助会員及び特別賛助会員の入会、退会等に関する基準及び手続きについて定める。

(特別賛助会員の種別)

第2条 特別賛助会員の種別は、地域賛助会員、FRP船リサイクルシステム賛助会員(以下「リサイクル賛助会員」という。)及びミニボート賛助会員とする。

(入会基準)

第3条 正会員として協会に入会しようとする者は、定款第3条の目的及び同第5条に規定する事業活動に賛同する法人、個人又は団体であって、定款第8条から第10条の規定を遵守する者であること。

2 賛助会員として協会に入会しようとする者は、定款第5条に規定する事業の全般につき賛助する法人、個人又は団体であって、定款第8条から第10条の規定を遵守する者であること。

3 特別賛助会員は、種別毎に次に掲げるとおりとし、定款第8条から10条の規定を遵守する者であること。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 地域賛助会員 | 支部における協会の事業について賛助する法人、個人又は団体 |
| (2) リサイクル賛助会員 | FRP船リサイクル事業について賛助する法人、個人又は団体 |
| (3) ミニボート賛助会員 | ミニボートの安全啓発等の事業について賛助する法人、個人又は団体 |

4 正会員、賛助会員及び特別賛助会員は、協会からの求めに応じて、年間の出荷個数、出荷金額等の資料を提出できるものであること。この場合において、協会は、個人情報の保護について、充分留意するものとする。

(特別賛助会員の会費及び入会金、支部活動費等)

第4条 特別賛助会員の会費については、種別ごとに次に掲げるとおりとする。

特別賛助会員の種別	会費金額/1口	口数
地域賛助会員	3万円	1口以上
リサイクル賛助会員	2万円	1口以上
ミニボート賛助会員	2万円	1口以上

- 2 地域賛助会員は入会時に2万円の入会金を納付するものとする。ただし、リサイクル賛助会員及びミニポート賛助会員については、入会金は不要とする。
- 3 地域賛助会員の本店又は主たる事務所以外の支店、営業所、事務所等の活動拠点(以下、「事業所等」という。)が支部活動に参加する場合は、第1項に規定される会費に加えて、支部活動に参加する事業所等ごとに3万円の支部活動費を別途請求することができるものとする。
- 4 特別賛助会員の会費については、毎年度当初に、協会事務局より請求するものとする。
- 5 特別賛助会員は、前項の規定に基づき協会事務局から請求があった後、原則として2ヶ月以内に納付するものとする。
- 6 会計年度の途中で新規に入会した特別賛助会員にあっては、入会時に当該年度の会費を納付するものとする。
- 7 特別賛助会員から納付された会費及び入会金並びに第3項に基づく支部活動費は、理由のいかんにかかわらず、返還しないものとする。

(入会申込書)

第5条 正会員及び賛助会員については第1号様式により、所定の事項を記載し協会に申し込むこと。

- 2 地域賛助会員については第2号様式により、リサイクル賛助会員については第3号様式により、またミニポート賛助会員については第4号様式により、所定の事項を記載し協会に申し込むこと。

(退会又は変更の届出)

第6条 会員は、退会しようとする場合は、第5号様式により、退会届を提出するものとする。

- 2 前条に規定する申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、変更のあった事項及びその内容について協会に届け出るものとする。会社名又は住所に変更があった場合には、第6号様式により、届け出るものとする。

(委 任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の決議によって、別に定める。

(変更又は廃止)

第8条 この規則の変更又は廃止は、理事会の決議によって行う。

附 則

(施行日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

経 緯

- ① 平成26年3月28日 第5回理事会（第2条第3項並びに第1号様式、第2号様式及び第6号様式の改正）

附 則

（施行日）

第1条 この規則の変更は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

（施行日）

第1条 この規則の一部改正は、平成28年5月30日から施行し、平成28年度から適用する。

第1号様式（定款第8条及び第10条、規則第3条第1項関係）

入 会 申 込 書

（正会員及び賛助会員用）

貴協会に入会を申込みます。

（申請） 年 月 日

（一社）日本マリン事業協会 会長 殿

会 社 名 _____ 社印

代表者氏名 _____ 印

会 員 の 種 別 <input checked="" type="checkbox"/> 区分変更申込の場合は [← →] をご記入下さい		<input type="checkbox"/> 正 会 員 [] <input type="checkbox"/> 賛 助 会 員 (口数:)	
フ リ ガ ナ			
会 社 名			
会 社 名 (英 文)			
本 社	所 在 地	〒 _____	
	電 話 ・ F A X 番 号	TEL _____	FAX _____
ホームページ・アドレス			
定款第10条による協会への代表者	氏 名	和 文 _____ 印	英 文 _____
	所 属 ・ 役 職		
	所 在 地	〒 _____	
	(英 文)		
	電 話 ・ F A X 番 号	TEL _____	FAX _____
Eメール アドレス			

担当部署	担当者氏名	和文	英文
	所属・役職		
	所在地	〒	
	(英文)		
	電話・FAX 番号	TEL	FAX
	Eメール アドレス		
払込資本額	万円		
創立年月日	年 月 日	設立年月日	年 月 日
取引銀行			
年商額	総額	万円（うちマリン関連 万円）	
従業員数	総数	名（うちマリン関連 名）	
マリン関連事業内容			
マリン関連以外の 事業内容			

マリン 関 連 事 業 の 内 容

(該当する事項についてご記入下さい)

商品コード表

コード	取り扱い商品	コード	取り扱い商品
01	モーターボート	08	マリンエンジン
02	ヨット	09	船用電子機器類
03	インフレーターブルボート	10	舟艇の機器, 部品類
04	業務艇・遊漁船	11	舟艇関連用品 (アパレル等)
05	漁船	12	ボートトレーラー
06	ローボート	13	その他 ※内容をご記入下さい
07	PWC		

【製造事業】

商品コード	工場所在地	主な商品名 (モデル名等)

【輸入事業】 総代理店 代理店 (を入れて下さい)

商品コード	輸入先国	輸入先会社名	主な輸入商品名 (モデル名等)

【販売事業】

商品コード	仕入れ先会社名	主な商品名 (モデル名等)

他団体等への加入状況

(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

添付書類の確認

(1) 登記簿謄本 【必須】		(5) 商品カタログ	
(2) 定 款 【必須】			
(3) 会社経歴書 【必須】			
(4) 会社案内等 (概要)			

地域賛助会員入会申込書

（一社）日本マリン事業協会 会長 殿

当社は、貴協会の_____支部における事業を賛助するため、下記条件を遵守し、地域賛助会員への入会を申し込みます。

を入れて下さい。 新規入会 ・ 賛助会員から変更

〈入会条件〉

- ① 私は、地域賛助会員として、貴協会の地域活動を賛助します。
- ② 私は、地域賛助会員として年会費3万円を支払います。
- ③ 私は、入会金として、2万円を支払います。

年 月 日

〈申込者〉

住所

企業名

代表者

印

（注） この様式は、賛助会員から地域賛助会員へ変更する場合にも適用する。

連絡ご担当者

氏 名		所属・役職	
電 話		F A X	
Eメール			

（（一社）日本マリン事業協会 記入欄）

支部名：

支部長名：

印

リサイクル賛助会員入会申込書

（一社）日本マリン事業協会 会長 殿

当社は、貴協会におけるFRP船リサイクルシステムについて、下記入会条件を遵守することを誓約し、リサイクル賛助会員への入会を申し込みます。

（入会条件）

- ① 当社は、リサイクル賛助会員として年会費2万円を支払います。
- ② 当社は、貴協会が提示した処理費用及び管理費を参考として、ユーザーから徴収する当社製品に係るリサイクル料金を設定し、貴協会へ報告するとともに、自ら公表します。
- ③ 当社が設定したリサイクル料金が貴協会の提示した処理費用及び管理費の金額を下回る際は、その不足差額金について、貴協会と協議して対処します。
- ④ 当社は、貴協会のリサイクルシステムに参加することで得た情報について、リサイクル委員会の承諾なく第三者に開示・漏洩しません。

年 月 日

住所

企業名

代表者

印

連絡ご担当者

氏 名		所属・役職	
電 話		F A X	
Eメール			

ミニボート賛助会員入会申込書

（一社）日本マリン事業協会 会長 殿

当社は、貴協会におけるミニボート安全啓発活動等について、下記条件を遵守することを誓約し、ミニボート賛助会員への入会を申し込みます。

（入会条件）

- ① 当社は、ミニボート賛助会員として年会費2万円を支払います。
- ② 当社のミニボート年間販売実績は、12隻以上です。
- ③ 当社は、貴協会が作成した「ミニボート安全技術指針」を遵守します。
- ④ 当社は、製造又は輸入するミニボートについてPL保険の付保を行います。
- ⑤ 当社は、出荷個数、出荷金額等の資料を貴協会の求めに応じて、提供します。

（注） ただし、ミニボートのメーカー又は輸入業者ではない申込者については②～⑤の条件は適用しない。

年 月 日

〈申込者〉

住 所

企業名

代表者

印

〈推薦会社〉

① （正、賛助） 会員

② （正、賛助） 会員

会員名

会員名

代表社名

印

代表社名

印

連絡ご担当者

氏 名		所属・役職	
電 話		F A X	
Eメール			

年 月 日

退 会 届

（一社）日本マリン事業協会 会長 殿

所在地：

会社名：

届出代表者名： 印

（会員の種別： _____）

今般 年 月 日付をもって下記の理由により退会いたしたくお届けいたします。なお、貴協会への債務は全て清算しております。

－ 退 会 理 由 －

年 月 日

（一社）日本マリン事業協会 会長 殿

社 名 _____

連絡者名 _____ 印

「会社名・住所等」変更登録の届出

標記の件、下記（別紙）の通り登録の変更いたします。

記

	変更の 有・無	旧	新
会社名 (和文)	有・無	—	
会社名 フリガナ			
会社名 (英文)			
所在地 (和文)	有・無	—	
所在地 (英文)			
TEL	有・無		
FAX	有・無		
ホームページ URL	有・無		
備考			

注：正会員及び賛助会員の会社名変更の場合は、「登記簿謄本」「定款」「会社案内」「商品カタログ」を添えてご提出下さい。